ノンアルコールのビールテイスト飲料に 関する特許権侵害事件

―東京地判平成27年10月29日判決(平成27年(ワ)第1025号)―



日本大学大学院知的財産研究科教授(弁理士) 加藤 浩

第1. はじめに

ノンアルコールのビールテイスト飲料(所謂、ノンアルコールビール)は、2009年4月に登場し、飲酒運転の罰則が厳しい中、健康志向などの影響を受けて、売り上げが上昇する傾向にある。また、ノンアルコールビールは、アルコール分を含まないことから、ビール¹と違って酒税の対象外とされ、生産者にとって利益率の点からも注目されている。このように、ノンアルコールビールの市場²は、今後とも成長が期待されており、近年、各社の間で製品開発競争が展開され、特許出願も積極的に行われている。

このような状況の下、2015年1月16日、ノンアルコールのビールテイスト飲料に関する特許権 侵害事件が東京地裁に提訴された。原告と被告は、いずれも、ノンアルコールビール市場のトッ プを争う企業である。その後、平成27年10月29日、この事件の判決(東京地裁平成27年(ワ)第 1025号)が示された。

本稿は、ノンアルコールのビールテイスト飲料に関する特許権侵害事件として、上記判決の内容について紹介し、考察を行うものである。

第2. 事案の概要

本事件は、発明の名称を「pHを調整した低エキス分のビールテイスト飲料」とする特許権を有する原告が、被告に対し、被告による被告製品の製造等が特許権侵害に当たると主張して、特許法100条1項及び2項に基づき、被告製品の製造等の差止め及び廃棄を求めた事案である。

¹ ビールの市場動向は、ビール酒造組合「ビール市場動向レポート」(2015年10月13日) 参照。(http://www.brewers.or.jp/data/doko.html)

^{2 「}ノンアルコール飲料に関する消費者飲用実態調査」(サントリー ノンアルコール飲料レポート 2015) 2015年 5 月26日(http://www.suntory.co.jp/news/2015/12378.html)

1. 原告の特許権

(1) 原告は、次の特許権(以下「本件特許権」といい、その特許請求の範囲請求項1に係る特許を「本件特許」という。)の特許権者である。

特許番号 第5382754号

原出願日 平成24年11月19日

出願日 平成25年5月27日 (特願2013-110731)

優先日 平成23年11月22日

登録日 平成25年10月11日

発明の名称 pHを調整した低エキス分のビールテイスト飲料

(2) 本件特許の特許請求の範囲の請求項1 (ただし、平成26年8月7日に確定した審決による 訂正後のもの)の記載は、次のとおりである (以下、この発明を「本件発明」といい、同訂 正後の明細書及び図面を「本件明細書」という。)。

「エキス分の総量が0.5重量%以上2.0重量%以下であるノンアルコールのビールテイスト飲料であって、pHが3.0以上4.5以下であり、糖質の含量が0.5g/100ml以下である、前記飲料。」

2. 本件特許の出願経過等

- (1) 原告は、平成23年11月22日に優先権の基礎となる出願を行い(特願2011-255388)、平成24年11月19日に優先権を主張して国際出願をした(PCT/JP2012/079973)。この国際出願は日本国に国内移行され(特願2013-516897)、原告は、この国内移行された出願につき平成25年5月27日に本件発明に係る分割出願を行った。
- (2) 本件特許の特許出願時の特許請求の範囲の請求項1は、次のとおりであった。 「エキス分の総量が2.0重量%以下であるビールテイスト飲料であって、pHが2.7以上4.5以下である、前記飲料。」
- (3) 原告は、平成25年8月5日付けで手続補正書を提出し、特許請求の範囲の請求項1を次のとおり補正し(下線部は補正箇所。以下、この補正を「本件補正」という。)、同年10月11日に特許登録を受けた。

「エキス分の総量が<u>0.5重量%以上</u>2.0重量%以下であるビールテイスト飲料であって、pH が3.0以上4.5以下であり、糖質の含量が0.5g/100ml以下である、前記飲料。」

(4) 原告は、本件特許の登録後、前記1.(2)の訂正に係る訂正審判を請求し、訂正を認める旨の審決がされた。

3. 被告の行為

被告は、平成25年9月上旬からノンアルコールのビールテイスト飲料である被告製品(ドライゼロ)の製造、販売を行っている。